

第9期保険料の設定について（参考資料）

【年額保険料（所得段階別）】

（参考）第8期の保険料

（参考）国の保険料率

（参考）国の人口分布

（参考）本市の人口分布

所得段階	保険料率	対象となる人	年額保険料	R6被保険者数	（参考）第8期の保険料		差額	（参考）国の保険料率		（参考）国の人口分布		（参考）本市の人口分布			
					保険収納額	保険料率		年額保険料	保険料率	被保険者数	比率	被保険者数	比率		
第1段階 （※）	0.455	・生活保護を受けている ・世帯全員が住民税非課税 ・合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	34,800円	1,973人	—	0.5	38,300円	△3,500円	—	0.455	73.8%	1,973人	12.7%		
	0.285		21,800円		43,011,400円	0.3	23,000円	△1,200円	45,379,000円	0.285		6,470,000人	17.5%		
第2段階 （※）	0.685	世帯全員が住民税非課税 かつ 課税年金収入が80万円超 120万円以下	52,500円	1,860人	—	0.75	57,500円	△5,000円	—	0.685		3,570,000人	9.7%	1,860人	12.0%
	0.485		37,100円		69,006,000円	0.5	38,300円	△1,200円	71,238,000円	0.485		3,190,000人	8.6%	1,800人	11.6%
第3段階 （※）	0.69	世帯全員が住民税非課税 かつ 課税年金収入が120万円超	52,900円	1,800人	—	0.75	57,500円	△4,600円	—	0.69		3,970,000人	10.7%	1,017人	6.6%
	0.685		52,500円		94,500,000円	0.7	53,600円	△1,100円	96,480,000円	0.685		5,190,000人	14.0%	2,648人	17.1%
第4段階	0.82	住民税課税世帯だが、本人は住民税非課税 かつ 前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	62,900円	1,017人	63,969,300円	0.82	62,900円	0円	63,969,300円	0.9		4,930,000人	13.3%	2,938人	19.0%
第5段階	1.0	住民税課税世帯だが、本人は住民税非課税 かつ 前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超	76,700円	2,648人	203,101,600円	1.0	76,700円	0円	203,101,600円	1.0		5,030,000人	13.6%	1,897人	12.2%
第6段階	1.125	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が120万円未満	86,300円	2,938人	253,549,400円	1.125	86,300円	0円	253,549,400円	1.2		2,260,000人	6.1%	703人	4.5%
第7段階	1.2	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が120万円以上 160万円未満	92,000円	1,067人	98,164,000円	1.2	92,000円	0円	98,164,000円	1.3		890,000人	2.4%	255人	1.6%
第8段階	1.25	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が160万円以上 210万円未満	95,800円	830人	79,514,000円	1.25	95,800円	0円	79,514,000円	1.5		420,000人	1.1%	123人	0.8%
第9段階	1.45	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	111,200円	703人	78,173,600円	1.45	111,200円	0円	78,173,600円	2.1		220,000人	0.6%	66人	0.4%
第10段階	1.65	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満	126,500円	255人	32,257,500円	1.65	126,500円	0円	32,257,500円	2.3		140,000人	0.4%	45人	0.3%
第11段階	1.85	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満	141,900円	123人	17,453,700円	1.85	141,900円	0円	17,453,700円	2.4		670,000人	1.8%	168人	1.1%
第12段階	2.1	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満	161,100円	66人	10,632,600円	2.1	161,100円	0円	10,632,600円	2.6		199,400円	0.6%	66人	0.4%
第13段階	2.35	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満	180,200円	45人	8,109,000円	2.35	180,200円	0円	8,109,000円	2.3	140,000人	0.4%	45人	0.3%	
第14段階	2.5	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が720万円以上 820万円未満	191,700円	30人	5,751,000円	2.5	191,700円	0円	5,751,000円	2.4	670,000人	1.8%	168人	1.1%	
第15段階	2.6	本人が住民税課税 かつ 前年の合計所得金額が820万円以上	199,400円	138人	27,517,200円	2.6	199,400円	0円	27,517,200円	2.6	199,400円	0.6%	138人	0.9%	

※下段は、公費負担による保険料軽減措置を実施後の保険料

15,493人 1,084,710,300円  
 収納率： 98.50%  
 実収納額： 1,068,439,646円

15,493人 1,091,289,900円  
 収納率： 98.50%  
 実収納額： 1,074,920,552円

36,950,000人 100%

15,493人 100%

：国の保険料率と異なる保険料率

【保険料率の弾力化】

- 所得段階について、国は13段階で示しているが、第8期と同様に15段階とする。
- 第8期の保険料率を基本とし、第1段階から第3段階については、国の保険料率を設定する。  
 ※国は、介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるとしている。
- 第1～3段階については、国の保険料率を設定する。
- 第4～15段階については、第8期と同様の乗率を設定する。  
 ※国の保険料を設定した場合、第8期の保険料率と比較して、第4～11段階は保険料率の引き上げ、第12～15段階は引き下げになることから、第8期と同様に本市独自の弾力化を設定する。
- 第8期の保険料率と比較して、第1号被保険者数が同じと仮定した場合、実収納額は約650万円の減となる。